



2024年10月15日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所
代表者名 代表取締役社長 田中 成典
(コード:7997、東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 森 吉武
(TEL. 06-6538-1010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年2月27日開催予定の第105回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第105回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年2月27日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年2月27日(予定)

以 上

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第20条 本会社の取締役は<u>9名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>3～4</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第20条 本会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は5名以内とする。</p> <p><u>2</u> 本会社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</p> <p><u>3</u> 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>4～5</u> (項数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 本会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定するこ</p>	<p><u>4</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 本会社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、</p>

とができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役および各監査役に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 本社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役全員がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)

第5章 監査等委員会

(監査役および監査役会設置)

第32条 本社は監査役および監査役会を置く。

第33条 本社の監査役は4名以内とする。

- 2 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 3 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査等委員会の設置)

第33条 本社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p><u>第41条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度</u> <u>において、取締役会の決議によって免除すること</u> <u>ができる。</u></p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、</u> <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる</u> <u>損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u> <u>できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度</u> <u>額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第42条～第44条 （条文省略）</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会</u> <u>の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第46条～第48条 （条文省略）</u> <u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第38条～第40条 （条数繰り上げ、条文は現行どおり）</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委</u> <u>員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第42条～第44条 （条数繰り上げ、条文は現行どおり）</u> <u>(附則)</u> <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>本会社は、第105回定時株主総会終結前の行為に</u> <u>関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査</u> <u>役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の</u> <u>限度において、取締役会の決議によって免除す</u> <u>ることができる。</u></p>
---	--